

被災者生活再建支援制度の 抜本的拡充を求める請願署名

衆議院議長 様
参議院議長 様

年 月 日

紹介議員

請願趣旨

2011年3月の東日本大震災では、把握されている限りで少なくとも約4万人(2021年10月現在)の被災者が今なお避難生活を余儀なくされています。また、これまでの間にも広範囲で大きな被害を出した豪雨をはじめ、連続する台風、記録的な大雪の被害が頻発し、多くの人命が犠牲になり、全半壊などの住宅被害が頻発しています。

被災者の最大の願いは、一日でも早く安心できる住まいや生活空間を得て、日常の暮らしを取りもどすことです。住宅再建は、一人ひとりの生活再建のかなめであり、地域全体の復興を左右する重要な公共性のある施策です。自然災害から国民の生命・財産を守る第一義的な責任は、国と自治体にあります。しかし気象事業すら削られる実態があり、防災事業の整備・拡充、国および自治体の体制強化・充実が求められています。

被災者の要望・運動によって防災・安全交付金を活用した支援金を出させる前進を作り出していますが、制度として確立していません。2020年11月に被災者生活再建支援法は、自然災害で住宅が損壊した被災者への支援金の支給対象を「中規模半壊」(損害割合が30%以上40%未満)まで拡大する改正がおこなわれました。しかし、同法の適用第1号となった2020年7月の豪雨被害では、「半壊」のうち中規模半壊は約3割しか適用されず、残り7割が適用から外されたため、「対象拡大効果薄く」と報道されています。被災者の生活支援のためには、さらに対象範囲を広げることが求められています。

金額の点では、全壊家屋の再建に最大300万円が支給されますが、建築資材や人件費等の高騰が自宅再建や住宅確保をさらに困難にしており、増額は急務です。自然災害による全半壊の住宅被害はもとより、一部損壊の認定を受けた圧倒的多数の被災者からも「支援法」の適用を求める強い要求があがっています。

憲法25条の生存権や13条の幸福追求権にもとづき、すべての被災者の住宅再建を支え、従来の生活と生業を取りもどすために国によるさらなる支援が不可欠です。

地球温暖化も影響した異常気象が発生し、地震の活動期に入っている日本では、大規模な自然災害が全国どこでも起きる可能性があります。被災者生活再建支援法をはじめとした被災者への支援制度を速やかに見直し、以下の項目を実現することを求めます。

請願項目

- 被災者生活再建支援法にもとづく支援金については、少なくとも最高額を500万円に引き上げること。
- 支援金の支給について、支給対象になっていない半壊や一部損壊を対象に含めるなど支給対象を拡大すること。また、小規模な自然災害にも支給できるよう適用条件を大幅に緩和すること。
- 当該支援金の財源について、国の負担割合を引き上げること。

氏 名	住 所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

全国災対連(災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会)

〒133-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 全労連気付 TEL03(5842)5611 FAX03(5842)5620

取扱い団体 新日本婦人の会